



〒326-0143 栃木県足利市葉鹿町 1-28-32  
 電話:0284-64-1522 FAX:0284-64-0245

越智オフィス

検索

越智法務行政書士事務所

検索

# 社会保険社労士 越智オフィス事務所便り

## 育児休業取得者の割合と男性の育休取得で受給できる新設助成金

### ◆男女別の育児休業取得率は？

厚生労働省から「平成 27 年度 雇用均等基本調査」の結果が公表され、育児休業の取得者割合（取得率）が明らかになりました。

これによると、平成 27 年度に育児休業を取得した女性の割合（平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに在職中に出産した女性のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合）は 81.5%（前年度 86.6%）、同じく男性の割合（同期間中に配偶者が出産した男性のうち、育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合）は 2.65%（同 2.30%）となり、男性の取得率は平成 8 年度の調査開始以来過去最高となったそうです。

女性の取得率は平成 20 年（90.6%）をピークに伸び悩んでおり、ここ 9 年では最低の割合となりました。

### ◆男性の取得率は過去最高。しかし…

男性の取得率は調査開始以来「過去最高」となりましたが、政府が目標として掲げる「2020 年度に 13%」には程遠い数字となっています。

何らかの抜本的な対策が講じられない限り、2020 年までに取得率を 13%に引き上げることは不可能と言えるでしょう。

### ◆今年度から新設された助成金

そんな状況の中、「両立支援等助成金」の 1 つとして、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成を行う「出生時両立支援助成金」が今年度から新設されました。

支給対象となるのは、子の出生後 8 週間以内に開始する連続 14 日以上（中小企業は連続 5 日以上）の育児休業（1 年度につき 1 人まで）であり、過去 3 年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象

外となります。



支給額は、中小企業では 1 人目が 60 万円（2 人目以降 15 万円）、大企業では 1 人目が 30 万円（2 人目以降 15 万円）となっています。

男性従業員のご家庭にお子さんが産まれる予定がある場合、申請を検討してみてもいいのではないでしょうか。

## メタボ健診で「正常レベル」の人は 2 割未満

### ◆「正常レベル」の割合はかなり少ない

健康保険組合連合会（健保連）が 2014 年度における 40 歳～74 歳（326 万 4,499 人）を対象とした特定健康診査（特定健診）の調査結果を発表し、健康診断の主要 4 項目（血圧、脂質、血糖、肝機能）がすべて「基準値以内」だった人が全体の約 19%しかいなかったことがわかりました。

また、肥満に該当しない人でも、特定保健指導対象や医療機関での受診が必要な人は 7 割近くいたこともわかりました。

### ◆腹囲・BMI は基準値未満でも油断できない

特定健診は「メタボ健診」とも呼ばれ、2008年度から実施が義務付けられています。

40歳～74歳を対象に、腹囲が男性85センチ以上(女性は90センチ以上)、BMI25以上を基準値に、血糖・血圧：脂質などに異常がある人を特定保健指導の対象とするものです。

しかし、厚生労働省の研究班などが「腹囲やBMIが基準値未満でも、血糖・血圧などに異常があると発症リスクが高まり、逆に腹囲などが基準値以上でもそれ以外の異常がない場合は発症リスクに変化がない」とした研究結果を発表しており、新たな基準での検診を2018年から実施する予定です。

#### ◆特定保健指導を受けていない人は医療費が1.5倍

同じく健保連が行った調査によると、特定保健指導を受けた人と受けていない人で1人当たりの医療費を比べると、特定保健指導を受けた人のほうが、受けていない人に比べて医療費が低い傾向にあることがわかっています(男性の場合だと医療費について約1.5倍の差があるようです)。

また、男性の場合は「血糖に異常がある人は、ない人に比べて医療費が2倍以上」、女性の場合は「メタボリスクがある人は、ない人に比べて医療費が2倍以上」かかっていることもわかっています。

#### ◆生活習慣の見直しを

保健指導判定値のリスク項目別割合をみると、最も高い割合を示しているのは肥満者・非肥満者とも「脂質」で、健保連では「肥満ではなくても脂質の値に注意し、必要があれば保健指導や医療機関への受診を勧奨することが重要」とコメントしています。

食べすぎや運動不足によりエネルギーが過剰に摂取された状態になると、内臓脂肪はすぐに溜まってしまいます。食生活、運動、タバコなど、今一度自分の生活習慣を見直してみましょう。

## 9月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

### 30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

### ～当事務所よりひと言～

お盆が過ぎても、まだまだ残暑が厳しい日々が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会の小委員会は、2016年度の地域別最低賃金の改定について、全国平均の時給で24円引き上げるとの目安を示しました。

2002年度に現在の方式になって以降最大の引き上げ幅となります。各地の地方審議会で協議し、10月から適用される見通しです。

#### ≪地域最低賃金の改定予定≫

都道府県	現在の最低賃金	改定予定の最低賃金	上げ幅の金額
東京都	907円	932円	25円
埼玉県	820円	844円	24円
千葉県	817円	842円	25円
栃木県	751円	775円	24円
群馬県	737円	759円	22円
新潟県	731円	753円	22円

☆算定基礎届の提出により、社会保険料は変更になります。

4月から6月に支払われた給料で算定基礎届を行い、その結果により9月1日からの社会保険料が変更となります。一般的な翌月徴収の場合、徴収額の変更は10月支払分からとなりますのでご注意ください。

当事務所より、9月中に社会保険料変更のご案内をいたします。